

# 消防法令適合通知

## 営業許可取得には 消防署の許可が必須

### ホテル・旅館必須

設備設置～適合通知取得まで  
幅広く対応可能です。

すでに消防設備が整っている施設であれば、  
消防法令適合通知取得のみのご依頼が可能です。  
消防設備がない施設の場合は設置作業から  
すべておまかせいただけます。

#### 設備例



【火災報知器】



【避難灯】



【消火器】



【自動火災報知設備】

### ★ 専門のプロが担当

消防設備士の国家資格を有するプロフェッショナルが、建物の現状を確認したうえ、免許取得・申請に必要な消防設備の設置について詳細をご提案します。

### ★ オーナー様立ち会い不要

消防署立会検査時のオーナー様お立会いは不要ですべて丸投げいただけます。

戸建（宿泊施設用消防設備有）

88,000円～（税込）

戸建（宿泊施設用消防設備無）

200,000円～（税込）

複合施設（300平方m異常等の自動火災報知機が必要な建物）

1,000,000円～（税込）

#### 注意事項

1. 共同住宅や複合施設はひとつの部屋のみを宿泊施設にする場合でも建物全体の基準を満たす必要がある場合がございます。
2. 消防署立会検査の前にオーナー様にて「防災カーテン」の設置が必要となります。

※遠方・離島の場合は追加料金が発生する場合があります。